

特定農産加工業経営改善等臨時措置法のうち
調達安定化計画作成の手引き



令和8年5月
新事業・食品産業部

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

目次

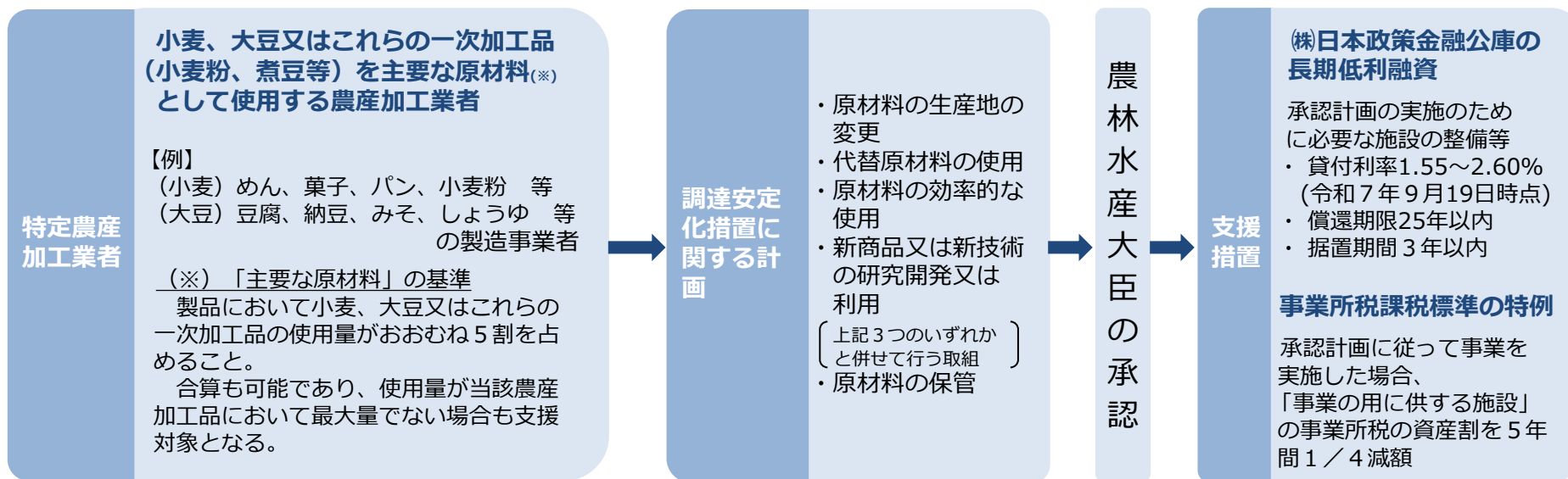
調達安定化措置について	P 1
承認までの流れ（イメージ）	P 2
計画の記載例	P 3
取組事例	P 12
その他の想定事例	P 13
よくあるご質問	P 14
お問合せ先	P 15

調達安定化措置について

概要

小麦・大豆（小麦粉等の一次加工品を含む。）を主要な原材料として使用する事業者が原材料の調達の安定化を図る取組を行う際に、金融や税制の支援を受けられます！

支援の流れ



計画の承認基準

- ・**有効性**：計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。（数値目標は4ページに記載）
- ・**適切性**：原材料となる農産物について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。

承認までの流れ（イメージ）

①計画の作成

- ・申請様式に取組内容や目標を記載します。（様式は5ページ程度です。）
- ・必要に応じて地方農政局等の申請窓口で事前相談を行ってください。
また、（株）日本政策金融公庫（沖縄県については沖縄振興開発金融公庫）の融資を希望される場合は、最寄りの支店にも事前相談を行ってください。



↑申請様式はこちら

②地方農政局等による審査・承認

- ・作成した申請書を郵送又はメールで地方農政局長等に提出します。
（必要に応じて、修正をお願いする場合があります。）
- ・承認された場合、地方農政局等から承認通知があります。

③計画の実施・支援措置の開始

- ・計画に従って取組を行います。
設備導入等を行う場合は、**承認後**の着工をお願いします。
- ・事業所税の特例を受ける場合は、納税時に課税団体（申請する事業所が所在する自治体）への申告が必要です。
- ・計画期間内において毎年、簡単な様式で取組状況のご報告をお願いしています。

計画の記載例ー 1. 現在行っている事業の現状等

1. 現在行っている事業の現状等

(1) 調達安定化措置を実施する事業所の概要

- ① 事業所名
- ② 所在地
- ③ 事業所面積
- ④ 従業員数
- ⑤ 事業の内容及び売上高又は経常利益

(3) 法人の概要

- ① 設立年月日
- ② 資本の額又は出資の総額
- ③ 従業員数又は組合員数
- ④ 事業の内容及び売上高又は経常利益

(注) 財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添付すること。

(2) (1)の事業所と一体となって措置を実施する事業所の概要

- ① 事業所名
- ② 所在地
- ③ 事業所面積
- ④ 従業員数
- ⑤ 事業の内容及び売上高又は経常利益
- ⑥ (1)の調達安定化措置を実施する事業所との具体的関係（一体的な計画と認められるものであることの説明）

(注1) (2)は、以下の例のような具体的関係（※）を持つものをいう。（※当該計画において、設備投資等を実施する事業所とともに原材料から最終製品（農産加工品）を製造するに至る過程において必要不可欠な工程を有する関係）

(例) 指定農産物の保管庫を建設し、そこで保管した指定農産物を他の事業所において使用し、食品を製造する関係。該当する場合すべて記載すること。

(注2) (2)は、計画を申請する法人または個人が直接所有するものであること。

(注3) ⑥は、1の(1)に記載する調達安定化措置を実施する事業所との関係が分かるよう、具体的かつ定量的に記載すること。

(注4) 複数の事業所を記載する場合は適宜記入欄を追加すること。

ポイント

- ・ **設備導入等を行う事業所**について記載してください。

ポイント

- ・ **調達安定化措置を実施する（新工場の建設、設備更新等を行う）事業所と一体となって措置を実施する事業所**について記載してください。（該当する場合のみ）

1（2）に記載する事業所について、
詳細は次ページをご覧ください。

(参考) 承認申請書 1 (2)に記載する事業所について

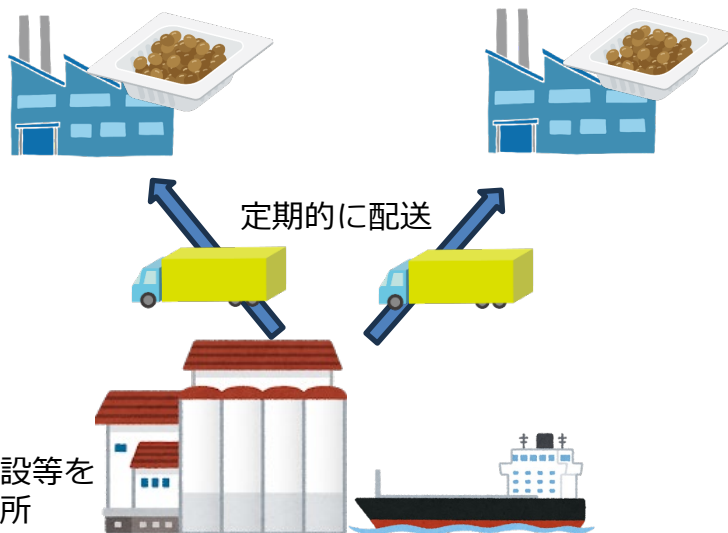
調達安定化措置を実施する（新工場の建設、設備更新等を行う）事業所だけでなく、調達安定化措置を実施する事業所と**一体となって措置を実施する事業所**も、5年間の事業所税の特例措置の適用対象となります。

イメージ

- ・ A県の港湾地域に大豆用穀物サイロを整備。
- ・ 工場での使用状況に応じて、B県及びC県の納豆工場に大豆を配送。

B県納豆工場

C県納豆工場



サイロ新設等を行う事業所

A県に指定農産物の保管庫を建設し、そこで保管した指定農産物を他の事業所において使用し、食品を製造

一体となって措置を実施する事業所とは？

当該計画において、設備投資等を実施する事業所とともに原材料から最終製品（農産加工品）を製造するに至る過程において必要不可欠な工程を有する関係を持つものをいいます。

ポイント

以下の点を満たすことが必要です。（承認申請書にも注釈として記載）

- ・ 計画を申請する法人又は個人が直接所有するものであること
- ・ 各事業所の特定農産加工業種がすべて同一の業種であること

また、承認申請書3に記載する目標は1（1）及び（2）の事業所の全てを含めたものとします。

（事業所税の特例措置について）

承認を受けた計画に従って実施する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設に係る事業所税について、資産割の課税標準の4分の1が控除されます。

計画の記載例ー 2. 指定農産物等の使用状況

2. 調達安定化措置に係る農産加工品における指定農産物等の使用状況

農産加工品名等	指定農産物等	当該農産加工品の原材料に占める指定農産物等の割合
〇〇食パン	<input type="checkbox"/> 小麦	90%
	<input type="checkbox"/> 大豆	
	<input checked="" type="checkbox"/> 小麦又は大豆の一次加工品 (名称：小麦粉)	

ポイント

- ・ **おおむね5割**を占めることが必要です。
- ・ 複数の指定農産物等を使用する場合は**合算も可能**です。
- ・ 配合表等の**根拠資料**を添付してください。
(商品開発中のため確定した資料がない場合は、申請時にご相談ください。)

ポイント

- ・ 該当するものに☑をしてください。
- ・ 複数該当する場合(例：しょうゆ製造業で小麦と大豆を使用)はそれぞれについて☑し、割合を記載してください。

ポイント

- ・ 支援対象は**小麦、大豆又はこれらの一次加工品(小麦粉、煮豆等)を主要な原材料(※)として使用する農産加工業者**です。

【例】おおむね5割を占めていれば、記載がない業種も支援対象となります。
(小麦)めん製造業、菓子製造業、小麦粉製造業 等 (大豆)豆腐製造業、納豆製造業、みそ製造業 等

(※) 「主要な原材料」の基準：製品において小麦、大豆又はこれらの一次加工品の使用量が**おおむね5割を占める**こと。

計画の記載例ー 3. 調達安定化措置の目標（1）目標

3. 調達安定化措置の目標

(1) 目標

・パン製造業の例

今般の小麦価格の世界的な高騰により、我が社のパン製造における原材料費（小麦）が上昇しています。

このため、本計画を通じて、我が社の製品（●●パン（製品名））の主たる原材料である小麦粉について、外麦を使用した小麦粉から、内麦を使用したものに切り替えるとともに、代替原材料（米粉）を活用した新商品の研究開発を行います。具体的には、（2）の表に記載の取組を実施いたします。

この取組を通じて、小麦粉の新たな調達先となる〇〇県の農家や、代替原材料として使用する米粉の調達先となる〇〇県の農家との連携強化を図ってまいります。また、●●パンにおいては、〇〇県産の野菜（レタス）を使用しており、調達先となる〇〇県の農家とも引き続き連携を図ってまいります。これらにより、国内農業の発展に寄与することを目指すとともに、原材料の調達の安定化を図り、消費者に対して、安全・安心な商品の安定的な提供を目指してまいります。

・豆腐製造業の例

今般の大豆価格の世界的な高騰により、我が社の豆腐製造における原材料費（大豆）が上昇しています。

このため、本計画を通じて、我が社の製品（●●豆腐（製品名））の主たる原材料である大豆について、一部を国産の大豆に切り替えるとともに、最新設備を導入し原材料の効率的な使用に資する取組を行います。

具体的には、（2）の表に記載の取組を実施いたします。

この取組を通じて、食品製造・供給の安定化を図り、消費者に対して、安全・安心な商品の安定的な提供を目指すとともに、国産大豆への切替えを図り、国内の農業の発展にも寄与してまいります。

（注）本欄に以下の事項を記載すること。

- ・小麦又は大豆の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効なものであること。
- ・小麦又は大豆の国内の生産地との連携の強化その他の生産地からの当該農産物の調達の方法が適切なものであること。

ポイント

・目標は以下の承認基準を満たす必要があります。

（1）有効性：

- ・計画の内容が、**調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る**上で有効なものとなっているか。
- ・目標が以下のいずれかの基準を満たしているか。
（詳細は「（2）取組内容」に記載）

原材料の生産地の変更 又は代替原材料の使用	生産地の変更率又は代替原材料の使用率： 5%以上
原材料たる指定農産物 等の効率的な使用	削減率： 1%以上
原材料の保管	保管容量の増加率： 5%以上

（2）適切性：

原材料となる農産物(※)について、**生産地との関係性**においてその**調達方法が適切**なものとなっているか。

(※)小麦又は大豆に限らず、農産加工品を生産する上で必要となるその他の農産物（牛乳、卵、果物、野菜等）も含む。

【例】

- 国内生産地との長期取引契約の締結
- 原材料たる農産物の季節性を踏まえた複数生産地との取引契約の締結 等

計画の記載例ー 3. 調達安定化措置の目標（2）取組内容

ポイント（ア〜カ共通）

- ・ア〜カのうち該当する欄に記載してください。（該当する取組が複数ある場合は、全ての取組について記載）
- ・調達安定化措置の対象か否かに関わらず、当該農産加工品において使用している指定農産物等について全て記載してください。
- ・一次加工品を使用している場合は、【生産地】には原材料（小麦、大豆）の生産地を記載してください。

ア 調達先としての指定農産物の生産地の変更

計画実施前		計画実施後	
指定農産物等【生産地】	1農産加工品当たりの量	指定農産物等【生産地】	1農産加工品当たりの量
小麦粉（甲国産小麦）	100 (g)	生産地が変更された指定農産物等	
小麦粉（乙国産小麦）	20 (g)	小麦粉（〇〇県産小麦）	50 (g)
小麦粉（〇〇県産小麦）	20 (g)		(g)
		小計…①	50 (g)
		引き続き使用する指定農産物等	
		小麦粉（甲国産小麦）	50 (g)
		小麦粉（乙国産小麦）	20 (g)
		小麦粉（〇〇県産小麦）	20 (g)
合計	140 (g)	小計…②	90 (g)
生産地の変更率（算出式：① ÷ (① + ②) × 100） ※5%を超えること。			35.7 (%)

ポイント

$$\frac{\text{【生産地が変更された指定農産物等】の重量 (g)}}{\text{【計画実施後の指定農産物等】の重量 (g)}} > 5\%$$

イ 代替原材料の使用

計画実施前		計画実施後	
指定農産物等【生産地】	1農産加工品当たりの量	代替原材料又は指定農産物等【生産地】	1農産加工品当たりの量
小麦粉（甲国産小麦）	80 (g)	新たに使用する代替原材料	
小麦粉（乙国産小麦）	20 (g)	米粉（〇〇県産米）	80 (g)
小麦粉（〇〇県産小麦）	20 (g)		(g)
		小計…①	80 (g)
		引き続き使用する指定農産物等	
		小麦粉（乙国産小麦）	20 (g)
		小麦粉（〇〇県産小麦）	20 (g)
合計	120 (g)	小計…②	60 (g)
代替原材料の使用率（算出式：① ÷ (① + ②) × 100） ※5%を超えること。			66.7 (%)

ポイント

$$\frac{\text{【新たに使用する代替原材料】の重量 (g)}}{\text{【計画実施後の指定農産物等】の重量 (g)}} > 5\%$$

計画の記載例ー 3. 調達安定化措置の目標（2）取組内容

ア 調達先としての指定農産物の生産地の変更
 イ 代替原材料の使用
 の両方を一緒に行う取組

ウ 原材料たる指定農産物等の効率的な使用

計画実施前		計画実施後	
指定農産物等【生産地】	1 農産加工品当たりの量	代替原材料又は指定農産物等【生産地】	1 農産加工品当たりの量
小麦粉 (甲国産小麦)	100 (g)	生産地が変更された指定農産物等	
小麦粉 (乙国産小麦)	50 (g)	小麦粉 (〇〇県産小麦)	50 (g)
小麦粉 (〇〇県産小麦)	50 (g)		(g)
		小計…①	50 (g)
		新たに使用する代替原材料	
		米粉 (〇〇県産米)	50 (g)
			(g)
		小計…②	50 (g)
		引き続き使用する指定農産物等	
		小麦粉 (甲国産小麦)	50 (g)
		小麦粉 (〇〇県産小麦)	50 (g)
合計	200 (g)	小計…③	100 (g)
生産地の変更率及び代替原材料の使用率 算出式：(①+②) ÷ (①+②+③) × 100 ※ 5%を超えること。			50 (%)

ポイント
 アとイの取組を両方一緒に行う場合は、目標率の算定において合算できるため、こちらに記入してください。

計画実施前		計画実施後	
指定農産物等【生産地】	1 農産加工品当たりの量	指定農産物等【生産地】	1 農産加工品当たりの量
小麦粉 (甲国産小麦)	50 (g)	削減される指定農産物等	
小麦粉 (〇〇県産小麦)	50 (g)	小麦粉 (甲国産小麦)	10 (g)
			(g)
			(g)
			(g)
		小計…②	10 (g)
		引き続き使用する指定農産物等	
		小麦粉 (甲国産小麦)	40 (g)
		小麦粉 (〇〇県産小麦)	50 (g)
			(g)
合計…①	100 (g)	小計	90 (g)
削減率 (算出式：②÷①×100) ※ 1%を超えること。			10.0 (%)

ポイント
 計画の対象製品が複数ある場合は、**主な1製品**についての記載でも構いません。

ポイント $\frac{\text{【削減される指定農産物等】の重量 (g)}}{\text{【計画実施前の指定農産物等】の重量 (g)}} > 1\%$

ポイント $\frac{\text{【生産地が変更された指定農産物等】 + 【新たに使用する代替原材料】の重量 (g)}}{\text{【計画実施後の指定農産物等】の重量 (g)}} > 5\%$

計画の記載例ー 3. 調達安定化措置の目標（2）取組内容

エ 新商品または新技術の研究開発又は利用

(注) 該当する場合は、概要を簡単に記載すること。

オ 原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管

計画実施前		計画実施後	
指定農産物等 【生産地】	1事業所 当たりの量	指定農産物等 【生産地】	1事業所 当たりの量
小麦粉 (甲国産小麦)	10,000 (kg)	増加後の指定農産物等又は代替原材料の保管量	
		小麦粉 (甲国産小麦)	10,000 (kg)
		小麦粉 (〇〇県産小麦)	5,000 (kg)
合計…①	10,000 (kg)	合計…②	15,000 (kg)
増加率 (算出式: (②-①) ÷ ① × 100) ※5%を超えること。			50.0 (%)

カ その他の原材料の調達の安定化を図るための措置

(注) 該当する場合は、概要を簡単に記載すること。

ポイント

- ・ **ア～ウと併せて** 取り組む場合、概要を記載してください。
※工のみの取組は承認されません。

【例】「ア：原材料の生産地の変更」と併せての取組

パン製造業者が、外国産小麦を使用した食パンをリニューアルし、国産小麦を使用した**新商品を製造**するために**最新設備を導入**する。

ポイント

$$\frac{\text{【計画実施（増加）後の保管量】（g）}}{\text{【計画実施前の保管量】（g）}} > 5\%$$

計画の記載例ー 4. 調達安定化措置の内容及び実施時期

4. 調達安定化措置の内容及び実施時期

- ア 調達先としての指定農産物の生産地の変更
- イ 代替原材料の使用
- ウ 原材料たる指定農産物等の効率的な使用
- エ 新商品または新技術の研究開発又は利用
- オ 原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管
- カ その他の原材料の調達の安定化を図るための措置

(注1) ア～ウ、オのいずれかに必ずをすること。

(注2) エについては、ア～ウの取組と合わせて行うものに限る。

ポイント

・「3. 目標」で記載したア～カと一致するように選択してください。

(1) 当該措置の概要 (パン製造業の例)

年月	実施内容
R〇.〇	ア 原材料の調達先の一部変更 イ 代替原材料の使用 ・●●(製品名)に使用する小麦粉について、アメリカ産100%から国産小麦粉70%、米粉30%に変更する。

(注) ア～カごとに内容が分かるように記載すること。

ポイント

・ア～カの取組の詳細を記載してください。
 ・取組が**複数の工程、時期**の場合は**それぞれ**記入してください。

注意!

事前着工は認められません。着工日の希望がある場合は、必ず担当者に事前に相談をしてください。

(2) 設備の設置及び不動産の取得

年月	取得する設備等	個数又は 箇所数	金額(千円)
R〇.〇	・ミキサー(ウ)	1	10,000
R△.△	・ラックオープン(エ)	1	5,000
R□.□	・サイロ(オ)	1	20,000

(注) ア～カごとに内容が分かるように記載すること。

ポイント

・設置する設備について記載してください。

計画の記載例ー 5. 資金の額及び調達方法 / 6. 雇用の状況 / 7. その他

5. 計画を実行するのに必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費 (必要な 資金)	内訳		備考
			設備資金 (調達方 法・金 額)	運転資金 ※特別な 費用を含 む。 (調達方 法・金 額)	
令和〇 年度	ミキサーの導入	10,000	日本政策金 融公庫（農 林水産事 業）： 8,000 融資（〇〇 銀行）： 1,000 自己資金： 1,000		

ポイント

- ・民間金融機関からの融資については**金融機関名をかつこ書き**で記載してください。（例：融資（〇〇銀行）：××（千円））

6. 調達安定化計画の実施に伴う雇用の状況

	〇〇期雇用実績 (直近実績)	〇〇期雇用計画 (計画5年目)
従業員数		
パート、 アルバイト等		

(以下、該当あれば記載)

試験研究に充てるための負担金の負荷の基準

(注) 該当する場合のみ記載し、根拠資料を提出すること。

記載についてのご不明点は、
地方農政局の申請窓口までお問い合わせください。

調達安定化措置の取組事例

取組事例（株式会社三和豆水庵・資本金1,000万円）

業種：**豆腐・厚揚げ製造業**（大豆）

取組：輸入大豆の価格高騰に対応し、調達の安定化を図るため、絹厚揚げ・厚揚げの主原料である大豆を**国産に切替**。これに伴い、専用の厚揚げ凝固成型設備、フライヤー、コンベア等の**最新設備を導入**した。



↑ 導入した国産厚揚げ製造設備

成果：1 製造ラインで**1日当たり60,000個**の厚揚げを製造できるようになった。また、従来、厚揚げは輸入大豆を用いたものが大半で、国産大豆を使用したものは市場にほぼなかったが、**国産原材料使用という付加価値を付け展開**することで、販売も順調に増え、同社の主力となる製品となった。

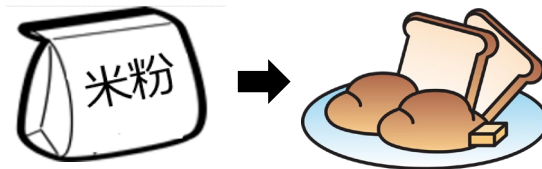
その他の想定事例

○代替原材料の使用 ※代替原材料の例：小麦→米、小麦粉→米粉

—原材料とする小麦、大豆に代替する農産物又は、当該代替する農産物を使用して生産された一次加工品

パン製造事業者（原材料の切り替え）

これまで、小麦粉を原料としていたが、米粉に切り替えるために必要な新たな生産ラインを整備した。



○原材料の効率的な使用 ※例：生産工程におけるロスの削減、新たな機械の導入等による抽出量・分離量

—同質・同量の農産加工品を生産する上で必要となる原材料（小麦、大豆又はこれらの一次加工品）の使用量の削減

豆腐製造業者（新たな工程の追加）

歩留まりを改善するために、大豆を圧搾する工程において最新設備を導入し、圧搾率の向上を図った。

○原材料の保管—小麦、大豆、これらの一次加工品又は代替原材料の保管

めん製造業者（保管庫の追加）

これまで外国産小麦のみを使用しており、その保管についてはサイロ1基を使用していたが、新たに国産小麦を取り扱うことに伴い、サイロを1基追加で導入した。

よくある質問

【承認基準について】

Q.生産地の変更について、国産から海外産への切替えも承認されますか？

A.調達安定化措置は、輸入原材料の高騰・高止まりに対処するものであるため、現在海外産を使用している事業者が対象となります。そのため、**国産から海外産への切替えは承認されません。**

【計画変更承認について】

Q.軽微な計画変更の場合には変更申請は不要でしょうか。どの程度であれば不要でしょうか？

A.計画の承認の際にその判断の基礎となる事項を変更しようとする場合には、改めて承認を受ける必要がありますが、**計画の趣旨を変えないような軽微な修正**は変更とみなされず、**承認は不要**としています。

Q.計画変更が承認された場合、計画の実施期間や事業所税の特例措置の適用期間はどのように計算しますか？

A.**変更承認前の事業実施期間を含めて**考えます。（変更承認年を新たに1年目とは数えません。）

【その他】

Q.融資を受ける場合、（株）日本政策金融公庫の特定農産加工資金ではなく、**地方銀行等からの融資や自己資金での調達**であっても問題ありませんか？

A.資金調達方法は問いません。

Q.**事業所税の特例のみの活用**は可能ですか？

A.計画承認を受けられれば、融資とセットでなくても事業所税の特例を受けることは可能です。

お問い合わせ先（計画について）

（管轄県）	地方農政局等	計画提出先（郵送）	計画提出先（メールアドレス）	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎	hk_tokuteinousan@maff.go.jp	011-330-8810
青森県・岩手県・宮城県・秋 田県・山形県・福島県	東北農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	keikaku_tohoku@maff.go.jp	022-221-6146
新潟県・富山県・石川県・福 井県	北陸農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	hokuriku_tokuteinousan@maff.go.jp	076-232-4149
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉 県・千葉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県・静岡県	関東農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	tokuteinousan_kanto@maff.go.jp	048-740-0397
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸二丁目6番2号 名古屋第4地方合同庁舎	tokai_keiko@maff.go.jp	052-746-6430
滋賀県・京都府・大阪府・兵 庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風 呂町 京都農林水産総合庁舎	kinki_tokuteinousan@maff.go.jp	075-414-9024
鳥取県・島根県・岡山県・広 島県・山口県・徳島県・香川 県・愛媛県・高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	shokuhin_chushi@maff.go.jp	086-224-4511
福岡県・佐賀県・長崎県・熊 本県・大分県・宮崎県・鹿児 島県	九州農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	tokuteinousan_Kyushu@maff.go.jp	096-211-9111
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	tokuteinousan_oki.s6k@ogb.cao.go.jp	098-866-1673

【本省】農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課（TEL: 03-6744-2060）

特定農産加工業経営改善等臨時措置法HP（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/）

お問い合わせ先（融資について）

【日本政策金融公庫】

支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号
札幌支店	011-251-1261	新潟支店	025-240-8511	鳥取支店	0857-20-2151
帯広支店	0155-27-4011	富山支店	076-441-8411	松江支店	0852-26-1133
北見支店	0157-61-8212	金沢支店	076-263-6471	岡山支店	086-232-3611
青森支店	017-777-4211	福井支店	0776-33-2385	広島支店	082-249-9152
盛岡支店	019-653-5121	甲府支店	055-228-2182	山口支店	083-922-2140
仙台支店	022-221-2331	長野支店	026-233-2152	徳島支店	088-656-6880
秋田支店	018-833-8247	岐阜支店	058-264-4855	高松支店	087-851-2880
山形支店	023-625-6135	静岡支店	054-205-6070	松山支店	089-933-3371
福島支店	024-521-3328	名古屋支店	052-582-0741	高知支店	088-825-1091
水戸支店	029-232-3623	津支店	059-229-5750	福岡支店	092-451-1780
宇都宮支店	028-636-3901	大津支店	077-525-7195	佐賀支店	0952-27-4120
前橋支店	027-243-6061	京都支店	075-221-2147	長崎支店	095-824-6221
さいたま支店	048-645-5421	大阪支店	06-6131-0750	熊本支店	096-353-3104
千葉支店	043-238-8501	神戸支店	078-362-8451	大分支店	097-532-8491
東京支店	03-3270-9791	奈良支店	0742-32-2270	宮崎支店	0985-29-6811
横浜支店	045-641-1841	和歌山支店	073-423-0644	鹿児島支店	099-805-0511

【沖縄振興開発金融公庫】

支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号
本部支店	098-989-6511	北支部支店	0980-52-2338	八重山支店	0980-82-2701
中支部支店	098-989-6511	宮古支店	0980-72-2446		